

「豊臣秀吉・秀長兄弟生誕の地 名古屋中村」ロゴマーク等使用要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、「豊臣秀吉・秀長兄弟生誕の地 名古屋中村」を PR するロゴマーク及びキャッチコピー（以下「ロゴマーク等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（ロゴマーク等）

第2条 ロゴマーク等は、次の各号に定めるところによる。

- （1）ロゴマーク 別紙のとおり
- （2）キャッチコピー この地から、ふたりの夢が動き出す。

（目的）

第3条 ロゴマーク等の使用は、大河ドラマ「豊臣兄弟！」の放送を契機に、「豊臣秀吉・秀長兄弟生誕の地 名古屋中村」を軸とした名古屋の歴史・文化・魅力を全国に発信し、地域経済の持続的発展を図ることを目的とする。

（権利帰属及び管理事務）

第4条 ロゴマーク等に関する著作権等の一切の権利は、名古屋市大河ドラマ「豊臣兄弟！」活用推進協議会（以下「協議会」という。）に帰属し、それらの管理事務は、協議会の事務局（以下「事務局」という。）が行う。

（使用資格）

第5条 何人も、第6条に定めるところによりロゴマーク等を使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- （1）協議会および名古屋市の信用又は品位を害するおそれがあると認められる場合
- （2）ロゴマーク等を使用しようとする者が法令又は公序良俗に反する行為を行うおそれがあると認められる場合
- （3）政治的な要素を有していると認められる場合
- （4）第三者の利益を害すると認められる場合
- （5）風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の風俗営業を営むものが使用する場合
- （6）ロゴマーク等を使用しようとするもの（使用者が法人である場合にあっては、当該法人の役員等）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているものである場合
- （7）特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う団体が使用する場合
- （8）前各号に掲げるもののほか、その使用が著しく不適當であると協議会の会長（以下「会長」という。）が認める場合

(使用申請と承認)

第6条 ロゴマーク等を使用しようとするものは、事前に Web フォームへ必要事項を入力し、ロゴマーク等の使用状況が分かるもの(様式自由)を添付の上、会長へ申請を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 協議会が使用する場合
- (2) 報道機関が報道の目的上正当な範囲内で使用する場合
- (3) 前号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認める場合

2 会長は、前項により提出された申請等の内容の審査を行い、承認する場合は申請者にロゴマーク等のデータを提供する。この場合において、会長は使用に当たり条件を付すことができる。

3 前項によるロゴマーク等の提供を受けた者(以下「使用者」という。)は、申請内容のとおりロゴマーク等を使用することができる。

(使用料)

第7条 ロゴマーク等の使用料は無料とする。

(使用期間)

第8条 ロゴマーク等の使用期間は、申請日から令和9年3月31日までとする。ただし、会長は、商標権の存続期間内で、使用期間を延長することができるものとする。

(遵守事項)

第9条 使用者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会長が別に定める「豊臣秀吉・秀長兄弟生誕の地 名古屋中村」ロゴマーク等使用ガイドラインの規定に従い、ロゴマーク等を正しく使用すること。
- (2) ロゴマーク等のイメージを損なう使用をしないこと。
- (3) 協議会が製造または販売する物品等と誤認されるようなロゴマーク等の使用をしないこと。
- (4) 商標、意匠等の登録出願等、知的財産に関する一切の権利を新たに設定又は登録してはならない。
- (5) 物品等の製造を第三者に委託する場合は、受託者がこの要綱の規定に違反することがないように管理及び監督のために必要な措置を講ずること。
- (6) 使用者はロゴマーク等のデータを適正に管理し、協議会の承諾なく第三者に提供してはならない。
- (7) その他、各種法令等を遵守すること。
- (8) 協議会が使用する場合に限り、ロゴマーク等のイメージを損なわない程度の範囲において、色の変更など使用方法の一部を変更することができる。

(完成品の確認)

第10条 使用者は、ロゴマーク等を使用した物品等が完成したときは、速やかにWeb報告フォームに必要事項を入力し、完成品写真等、ロゴマーク等の使用状況が分か

る資料（自由様式）を添付の上、会長に提出しなければならない。

（違反等に対する取扱い）

第11条 会長は、使用者がこの要綱の規定に違反したときは、ロゴマーク等の使用の差止めの請求又は必要な指示（以下「請求等」という。）を行うことができる。この場合において、使用者は、ただちにその請求等に従わなければならない。

2 前項の請求等によって使用者に損害が生じた場合においても、協議会はその責任を一切負わない。

（報告義務）

第12条 会長は、使用者に対し、ロゴマーク等の使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求めることができる。

2 使用者は、前項の求めがあった場合、速やかにこれに応じなければならない。

（情報の公開）

第13条 会長は、ロゴマーク等の適正な管理と多くの使用を図る観点及び効果の可視化等のために、使用者からの承諾を得た場合に限り、使用者から提出された書類の内容等の情報を公開することができる。

（損失補償等の責任）

第14条 協議会は、ロゴマーク等の使用に関して生じた損失について、一切の責任を負わないものとする。

2 使用者は、物品等の瑕疵により第三者に損害又は損失を与えた場合は、これに対し全責任を負い、協議会は損害賠償、損失補償その他の法律上の一切の責任を負わないものとする。

3 使用者は、ロゴマーク等の使用に際して、故意又は過失により協議会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を協議会に賠償しなければならない。

4 使用者は、ロゴマーク等の使用について、第三者との間に権利侵害の紛争が生じたときは、速やかに会長に通知し、使用者の責任と負担において、その紛争の処理、解決を図るものとする。この場合において、協議会は、損害賠償、損失補填その他法律上一切の責任を負わない。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年9月8日から施行する。

【ロゴマーク】

